

大規模災害時等の連携に関する協定書

平成 26 年 10 月 29 日

石 狩 市 長 田 岡 克 介

陸上自衛隊第 1 1 旅団第 1 0 普通科連隊長

佐々木 裕 治

大規模災害時等の連携に関する協定書

石狩市（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第11旅団第10普通科連隊（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。）に際して相互に連携し、迅速かつ円滑な災害応急対策活動を行い、市民の安全を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（平常時における連携）

第1条 情報連絡体制の充実

甲及び乙は、災害に係る情報伝達及び情報共有を円滑にするため、複数の情報伝達手段の確保等、情報連絡体制の充実を図るものとする。

第2条 情報資料の収集・整理・共有

甲及び乙は、乙の災害応急対策活動が円滑に行われるよう、収集・整理した各種災害に係る各種資料（地誌資料、災害発生予測に関する資料、住民避難予定地、ヘリコプター離発着場適地、活動拠点適地等）を共有するとともに、関係資料の作成又は修正を行う場合には、意見を交換する等連携を図るものとする。

第3条 防災訓練、会議等への参加

- 1 甲及び乙は、乙又は甲が主催する防災訓練、防災に関する会議等に積極的に参加するものとする。
- 2 甲及び乙は、防災訓練の実施を効果的に行うとともに、訓練内容の検証により必要に応じて災害に関する計画の見直しを行い、災害応急対策体制の整備等を図るものとする。

第4条 防災関係資機材等の通知

甲は、乙が災害応急対策活動を円滑に実施できるようにするため、甲の保有する防災関係資機材等の品目、数量、集積場所を乙に通知するものとする。

（初動における連携）

第5条 初動対応

甲及び乙は、大規模災害発生時の初動において、次の事項により連携し、対応するものとする。

- 1 大規模災害の発生が予想される場合の対応
 - ア 甲は、大規模災害の発生が予想され、北海道知事に自衛隊災害派遣要請要求を行う可能性がある判断する場合、乙の迅速な災害派遣に資するため、速やかに災害等の状況、事後の見通し等を乙に連絡するものとする。
 - イ 乙は、前項の連絡に基づき、災害派遣準備を推進するとともに、甲及び乙の認識の

共有を図るため、必要に応じ、石狩市役所に連絡幹部を派遣するものとする。

2 大規模災害の発生が突発的な場合の対応

乙は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、通信の途絶等により、甲による1アの連絡を待ついとまがない場合、自主的に部隊を派遣し、直ちに、人命救助を第一義とした災害応急対策活動を開始する。また、自主的に連絡幹部を石狩市役所に派遣する等、速やかに甲との連絡を確保し、甲及び乙の密接な連携の下に災害応急対策活動を実施するよう努める。

3 活動拠点の提供

甲は、乙が災害応急対策活動のために活動拠点を設置する必要がある場合は、必要な地積等の調整を行い、場所を指定して乙に提供するものとする。

(災害応急対策活動における連携)

第6条 乙が実施する災害応急対策活動

災害派遣時の乙の実施する災害応急対策活動は、被災者の生命・身体の安全を守るための活動を最優先とするものとする。なお、災害発生時に避難に支援が必要な者の名簿が甲より提供され、避難支援の要請があれば、乙は避難行動の支援を実施するものとする。

第7条 災害応急対策活動実施中における調整

甲及び乙は、災害応急対策活動実施中、派遣の規模・内容等について継続的に調整するものとする。

第8条 費用弁償等

- 1 災害派遣要請により、乙が甲の地域において実施する災害応急対策活動に要する費用は、次項に規定するものを除き北海道及び甲が負担するものとし、甲が負担する費用の項目等必要な事項については、別に定めるものとする。
- 2 災害応急対策活動を実施した場合の費用のうち、次に掲げるものは、乙の負担とする。
 - (1) 災害派遣部隊の糧食費、被服維持費、医療費並びに装備品等の燃料費及び修理費用並びに記録に関する費用等
 - (2) 災害応急対策活動中に発生した賠償に係る費用
- 3 乙が甲に物品の無償貸与又は無償譲渡を行う場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年1月10日総理府令第1号）」によるほか、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(その他)

第9条 協議

この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

第10条 有効期間

この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない時は、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年10月29日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市長 田岡克介

乙 滝川市泉町236番地
陸上自衛隊 第11旅団 第10普通科連隊
連隊長 佐々木裕治